

鶴見支部だより

<http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/tsurumi/index.html>

No. 153 令和2年8月号

発行者
公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会
鶴見支部
〒230-0051
横浜市鶴見区鶴見中央三丁目26番4号
(鶴見商工会館2階)
電話 045-503-0017
FAX 045-505-3411
発行責任者
支部長 藤井 達也

全国労働衛生週間を迎えて

今年のスローガンは

**「みなおして 職場の環境
からだの健康」**です。

令和2年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第71回を迎える。この間、

全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年は700件台で推移し、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている(平成30年労働安全衛生調査(実態調査))。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要である。

また、健康寿命とともに職業生涯が延伸し、高齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになり、高齢労働者が安心して安全に働ける環境づくりや労働災害の予防的観点から、健康づくりを推進していくことが求められている。このため、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)を策定し、健康づくり等の取組を推進していくこととしている。

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想されることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めている。

化学物質に起因する労働災害については、年間500件程度で推移しており、危険物によるものが約4割、

有害物によるものが約6割となっている。また、有害物による労働災害のうち、特定化学物質障害予防などの特別規則の対象となっていない有害者によるものが8割を占めている。こうした化学物質による健康障害を防止するため、関連法令に基づく取組の徹底に引き続き取り組むとともに、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更に促進していくこととしている。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間900人を超えている中で、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数存在しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見される。このため、石綿障害予防規則を改正し、石綿によるばく露防止対策を強化することとしている。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「みなおして 職場の環境 からだの健康」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

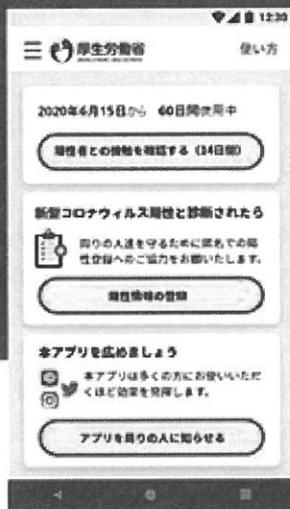
なお、本年については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”(①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集空間(多くの人々が密集している)、③密接空間(お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる))を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとする。

労働基準監督署からのお知らせ

- 1 新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをお願いします。

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをお願いします

自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。



* 画面イメージ

厚生労働省

新型コロナウイルス 接触確認アプリ

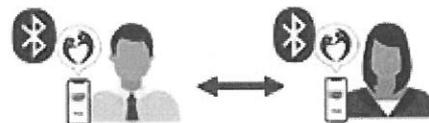
(略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の
感染者と接触した可能性について、通知を受け取る
ことができる、スマートフォンのアプリです

- 本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（Bluetooth）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。
- 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながる事が期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはできません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※Bluetoothをオフにすると情報を記録しません

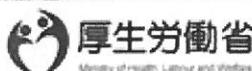
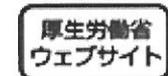
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

内閣官房

新型コロナウイルス感染症対策推進室
情報通信技術(IT)総合戦略室

2 労働基準法が一部改正されました。(2020年4月1日施行)

(1) 賃金請求権の消滅時効の延長 (労働基準法第115条)

2020年4月1日以降に支払期日が到来するすべての労働者の賃金請求権についての消滅時効を賃金支払い日から5年(これまでは2年)に延長しつつ当分の間はその期間は3年となります。

消滅時効の延長となるのは、定期賃金(労働基準法第24条)、休業手当(労働基準法第26条)、時間外・休日労働に対する割増賃金(労働基準法第37条)、年次有給休暇中の賃金(労働基準法第39条)等です。

なお、退職金の請求権(現行5年)、災害補償、年次有給休暇の請求権(現行2年)等の消滅時効期間には変更はありません。

Q 今般の改正による新しい消滅時効期間は、いつの時点の賃金請求権に適用されるのですか。

A 新しい消滅時効期間は、改正法の施行期日(令和2年4月1日)以降に支払期日が到来する賃金の請求権に適用されます。

例えば毎月25日に賃金が支払われる場合、令和2年3月25日に支払われた賃金の消滅時効は2年間、令和2年4月25日に支払われた賃金の消滅時効は3年間となります。

(2) 賃金台帳等の記録の保存期間の延長 (労働基準法第109条)

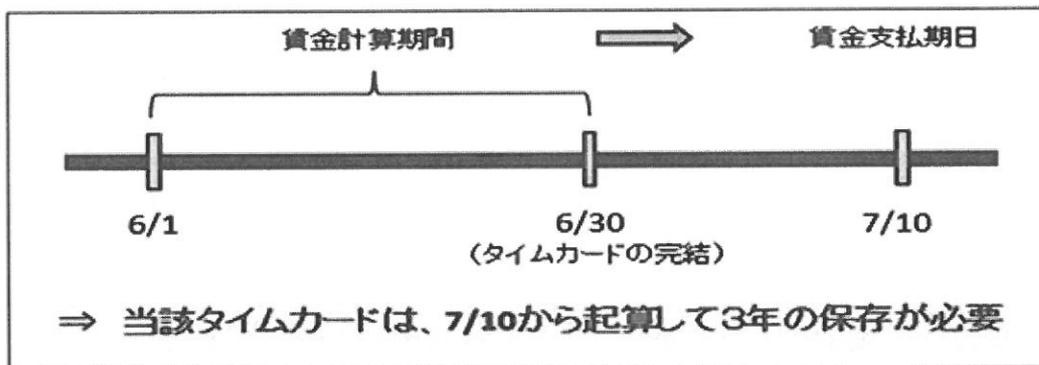
事業者が保存すべき賃金台帳等の記録の保存期間については、5年に延長しつつ当分の間はその期間は3年になります。

また、賃金台帳等の記録に関し、賃金の支払い期日が記録の完結日より遅い場合には、当該支払期日が記録の保存期間の起算日となることを明確化しました。

Q 記録の保存期間の起算日の明確化の具体的な内容はどのようなものですか。

A 改正前の労働基準法施行規則では、記録の保存期間の起算日について、当該記録の完結の日等であると規定されています。

- 例えば、事業主が就業規則等において、賃金計算期間を当月1日～末日、賃金支払期日を翌月10日と定めているケースにおいては、タイムカード等、賃金計算に係る記録の保存期間は、翌月10日から起算して3年の保存が必要となりますので、留意する必要があります。



(3) 付加金の請求期間の延長

2020年4月1日以降に、割増賃金等の支払いがされなかったなどの違反があった場合、付加金※を請求できる期間を5年(これまでは2年)に延長しつつ、当分の間はその期間は3年となります。

※ 付加金とは、裁判所が労働者の請求により、事業主に対して未払い賃金に加えて支払いを命じることができるものです。

Q 付加金制度の対象となる違反とは何ですか。

A 付加金制度の対象となるのは、以下の規定に係る違反です。

- ① 解雇予告手当(労働基準法第20条)、②休業手当(労働基準法第26条)③割増賃金(労働基準法第37条)④年次有給休暇中の賃金(労働基準法第39条)

厚生労働省のホームページに改正労働基準法に関するQ&A等を掲載しています。

ご不明な点がございましたら、労働基準監督署にお尋ねください。



「東洋製罐株式会社テクニカルセンターにおける安全衛生活動の取り組みについて」

東洋製缶(株)テクニカルセンター・横浜工場
技術開発統括室総務GL 近藤 啓二

東洋製罐株式会社テクニカルセンターにおける安全衛生活動の取り組みについてご紹介させていただきます。

弊社は1917年に創業し、「容器を通じて人類の幸福繁栄に貢献する」という企業理念のもと、安全・安心で暮らしをより豊かにできる容器を提供してきました。弊社の主な製品としては、飲料用の空缶・ペットボトルを初め、食品用空缶やフレキシブルパウチ等を製造・販売しており、それらの食品関連機械や包装システムについても販売を行っています。

東洋製罐株式会社テクニカルセンターは1966年に技術本部として本社で発足し、1967年から鶴見区矢向にある弊社横浜工場内へ移転し、2006年には横浜工場敷地内に別棟を建て、包装容器にかかわる開発を行っています。開発は多岐にわたり、容器の設計・開発だけではなく、容器を製造する設備の設計、缶やボトルの内容物についての検査等も行っています。開発業務の中では、機械を試作して稼働したり、薬品を使用して内容物を検査したりする事があり、安全に作業するためには日々の安全衛生活動が重要となっています。

2020年度の安全活動は○全員がルールを遵守する意識付け、○作業低経験者（新入社員、転入者、派遣社員含む）への安全作業教育強化、○他工場災害情報の共有及び周知の確認、○交通事故災害の撲滅、の4つを重点項目として取り組んでいます。特に、ルールが決められた理由をしっかりと従業員へ伝えることで、全員が納得してルールを守る環境の醸成に努めています。衛生活動は○生活習慣病予防の強化、○卒煙及び受動喫煙防止活動の推進、○メンタルヘルス活動の推進、○作業関連性疾患の予防、の4つを重点項目として取り組んでおり、心身共に健康で、最高のパフォーマンスで業務を遂行出来るように啓発活動を行っています。現在は新型コロナウイルス感染症の予防についても、感染者を出さない、感染を拡大させない事を考え、全社で対応に当たっています。

テクニカルセンターの無災害記録は2020年8月1日現在で2,213日ですが、これからも従業員一丸となって安全衛生活動に取り組み、安全で健康な職場作りを推進して参ります。

東邦電設株式会社

代表取締役 片岡 正明

横浜市鶴見区鶴見中央2-14-22
電話 045(511)0121 (代) FAX 045(503)0678

素材の会社

AGC

AGC株式会社 AGC横浜テクニカルセンター

最適な輸送方法をご提案いたします。

— 法人向け国内輸送 —

日通トランスポート

横浜支店 電話番号 045-506-5521
<http://www.nittora.co.jp>

株式会社 横浜工作所

おかげさまで、創業100周年

- * 構内船舶修理部門
- * 船舶沖修理(出張工事)部門
- * 陸上プラント整備部門
- * 部品・機械製作加工部門



YOKOHAMA ENGINEERING WORKS LTD.
YEW

〒230-0052 横浜市鶴見区生麦 2-3-29

TEL (045)503-5111 / FAX (045)503-5110

<https://www.yew.co.jp> E-mail : mail@yew.co.jp

オフセット印刷全般 / データ製作 / 各種製本
まごころ自費出版 / 社史・広報誌 / シルク印刷
防災マップ / エコ・OA対応製品 / シール印刷
カレンダー / 封筒 / 名刺...etc.

印刷のことなら当社へ!

【連絡先】(有)牛尾印刷 横浜市鶴見区尻手 2-3-50
〒230-0003 TEL(045)584-1410 FAX(045)584-6443
【E-mail】 ushio-p@h8.dion.ne.jp

